

文部科学省元国際統括官の事案に関する調査報告

令和2年12月8日

文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チーム

【目次】

I 経緯等	1
1. 文部科学省幹部職員の逮捕・起訴事案	1
2. 文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チーム	1
3. 「調査・検証チーム」における調査・検証	1
II 川端氏に係る事案について	2
1. 既に「中間まとめ」において明らかになっている事実	3
(1) 平成 29 年 4 月 7 日の就任祝いの会合	3
(2) 平成 29 年 6 月 29 日の懇親会	3
(3) 平成 29 年 9 月 15 日の会合	3
(4) 平成 29 年 10 月 10 日の会合	3
2. 刑事裁判において明らかになった事実及び判決内容	4
(1) 文化庁文化部長在任時の飲食等の接待	4
(2) 観劇のためのチケットの無料入手	5
(3) 国際統括官在任時の飲食等の接待	5
(4) 国際統括官在任時のタクシーチケットの供与	5
3. 判決後の追加調査	6
(1) 文化部長在任時の観劇のためのチケットの無料入手	6
(2) 国際統括官在任時の観劇のためのチケットの無料入手	6
(3) 座席の優遇について	7
4. 川端氏本人に対する聞き取り調査	7
5. 「調査・検証チーム」としての事実認定	7
(1) 谷口氏らから受けた供応接待に関する事	7
(2) 谷口氏からのタクシーチケットの供与に関する事	7
(3) 観劇のためのチケットの入手及び費用負担に関する事	8
6. 評価	8
(1) 利害関係性の有無	8
(2) 国家公務員倫理法及び倫理規程との関係	9
(3) 国家公務員法との関係	10
III 再発防止に向けての所感	11
参考資料	13

I 経緯等

1. 文部科学省幹部職員の逮捕・起訴事案

平成 30 年 7 月 4 日に、佐野太元科学技術・学術政策局長が受託収賄容疑で逮捕され、7 月 24 日に起訴された。また、7 月 26 日に川端和明元国際統括官が収賄容疑で逮捕され、8 月 15 日に起訴された。

2. 文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チーム

幹部職員 2 名の逮捕・起訴事案を受け、文部科学省は同年 8 月 15 日に「文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チーム」（以下「調査・検証チーム」という。）を立ち上げた（参考資料 1）。「調査・検証チーム」は文部科学副大臣を座長とし、法律・会計・公務員服务等の分野について高い識見・専門性を有する外部有識者を構成員としている（参考資料 2）。また、「調査・検証チーム」の指示の下、必要な資料の分析及びヒアリング等の具体的調査を行う 15 名の弁護士の参画を得た「作業チーム」を設置した（参考資料 3）。

「調査・検証チーム」はこれまで、佐野氏・川端氏の 2 名を除く文部科学省職員の服務規律の遵守状況や、文部科学省が実施する公募型事業の選定プロセス等について、調査・検証を行ってきた。なお、佐野氏・川端氏本人に関係する調査・検証は、公判の状況を見ながら行ってきたところである。

3. 「調査・検証チーム」における調査・検証

「調査・検証チーム」においては、これまでに以下の報告を取りまとめた。

- 平成 30 年 9 月 18 日「文部科学省職員の服務規律の遵守状況等に係る調査について（第一次報告）」
- 平成 30 年 10 月 16 日「文部科学省幹部職員の事案等に関する調査報告（中間まとめ）」（以下「中間まとめ」という。）
- 平成 30 年 12 月 28 日「平成 27 年 8 月の JAXA 種子島宇宙センターにおけるロケット打上時の視察者対応に係る調査について」
- 平成 31 年 2 月 13 日「平成 30 年度私立大学研究ブランディング事業の選定プロセスの各段階におけるチェックの結果について」
- 平成 31 年 3 月 5 日「文部科学省が実施している「私立大学研究ブランディング事業」以外の公募型事業の平成 30 年度の選定プロセスに係る調査について」
- 令和元年 7 月 26 日「公募型事業調査のフォローアップ状況について（第一次報告）」

○令和2年4月8日「公募型事業の選定プロセスに係る調査のフォローアップ結果について」

一連の調査結果を踏まえ、文部科学省等においては12人に対して懲戒処分等を行った。

Ⅱ 川端氏に係る事案について

(逮捕・起訴事案の概要)

川端氏の逮捕・起訴事案の概要は、川端氏が、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「JAXA」という。)在任中に、コンサルタント会社役員の谷口氏等より、同社のコンサルタント業務等について有利かつ便宜な取り計らいを受けたい等との趣旨のもとに供与されるものであることを知りながら、約20回にわたり、飲食等の接待等(合計約150万円相当)を受けたことが収賄罪に当たるとされたものであった。

川端氏の第一審は平成31年1月11日に第1回公判が行われ、7回の公判を経て、令和元年12月4日に収賄罪による有罪判決が言い渡され、12月19日に判決が確定した。川端氏はこれまで、刑事裁判が継続中であることを理由に「調査・検証チーム」の調査に対応できないとしていたため、「調査・検証チーム」としての事実認定を行ってこなかったが、今般、刑事裁判が終結したことから、川端氏の文部科学省在職中の服務規律の遵守状況について、「調査・検証チーム」として調査・検証を行うこととした。

(調査・検証)

これまでに「調査・検証チーム」は、「中間まとめ」で報告したとおり、佐野氏・川端氏を除く全職員対象の服務規律の遵守状況等に係る調査を行い、他の職員の証言から川端氏が同席した供応接待の事実を認定した。また、刑事裁判過程において明らかになった事実があった。

今般、「調査・検証チーム」はこれらに基づいて、川端氏本人への聴取等の追加調査を行うことで、国家公務員在職中の法令違反行為の内容等を明らかにすることを試みた。しかし、後述のとおり本人への聴取が実現しなかったため、既に明らかになっている事実を改めて確認するとともに、関係機関への追加調査を実施し、検証を行うこととした。

公判において、川端氏と谷口氏は平成25年10月に知り合ったとされている。川端氏の職歴は、平成25年4月1日から平成26年7月24日は文化庁文化部長、平成26年7月25日から平成29年3月31日はJAXAに出向、平成29年4月1日から平成30年7月25日は文部科学省国際統括官であるが、「調査・検証チーム」では、国家公務員在職中の川端氏に関する服務規律の遵守状況等を中心に調査・検証を行った。なお、川端氏がJAXAに出向していた期間の検証については、JAXAにおいて実施されたと承知している。

1. 既に「中間まとめ」において明らかになっている事実

「中間まとめ」では、他の文部科学省職員の証言により、国際統括官在任中の川端氏が関与した、以下（１）～（４）の４件の供応接待と、JAXA 理事在任中の川端氏から文部科学省職員が誘われて参加した供応接待が１件明らかになっている。このうち JAXA 理事在任中の供応接待については、川端氏は国家公務員の身分になかったことから、今回の事実認定の対象外とした。

（１）平成 29 年 4 月 7 日の就任祝いの会合

平成 29 年 4 月 7 日に、川端氏の誘いで職員 A の役職就任祝いの会合が新橋の飲食店で開催された。出席者は川端氏、職員 A、谷口氏ほか 1 名の 4 名であった。その後、二次会として銀座のクラブにおいて、同一の参加者による会合が行われた。会合の経費は、一次会、二次会及びタクシー代として、少なくとも一人当たり 10 万円程度であり、職員 A によると、職員 A は後日、川端氏に費用の負担を申し出たが、川端氏から就任祝いだから会費は不要との返答があった。

（２）平成 29 年 6 月 29 日の懇親会

平成 29 年 6 月 29 日に、谷口氏が関与する一般社団法人の発足記念会が開催され、その日の夜に懇親会が新橋の飲食店で開催された。出席者は川端氏、職員 B、職員 C、国会議員、谷口氏のほか、3～4 名であった。職員 B は、国会議員より参加要請がある旨を川端氏から伝えられ、懇親会に参加した。職員 B によると、会食にかかった経費は料理が 1 万円、お酒が入れば 2 万円程度であり、職員 B、C ともに経費は国会議員側が支払ったと認識していた。

（３）平成 29 年 9 月 15 日の会合

平成 29 年 9 月 15 日に、職員 D は、川端氏から国会議員事務所の関係者である谷口氏に会ってほしいという依頼を受けて、新橋の飲食店で開催された会合に参加した。出席者は川端氏、職員 D、谷口氏ほか 1 名の 4 名であった。その後、二次会として銀座のクラブにおいて、同一の参加者による会合が行われた。会合の経費は、一次会、二次会及びタクシー代として、少なくとも一人当たり 10 万円程度であり、職員 D によると、職員 D は後日、川端氏に費用の件を相談したが、川端氏は請求しなかった。

（４）平成 29 年 10 月 10 日の会合

また、（３）と同じ職員 D は、平成 29 年 10 月 10 日に、谷口氏からの求めがあり、神田の飲食店で開催された会合に参加したところ、川端氏も同席していた。出席者は川端氏、職員 D、谷口氏ほか 2 名の 5 名であった。会合の経費について、職員 D は、川端氏に確認した上で同人を通じて 5 千円を支払ったが、実際は全体でおよそ 10 万円（一人当たり 2 万円）であった。

なお、「中間まとめ」に基づき、文部科学省等において職員A～Dに対して懲戒処分等を行った。

2. 刑事裁判において明らかになった事実及び判決内容

令和元年12月4日、東京地方裁判所において第一審判決が言い渡された。判決において、谷口氏が役員を務めるコンサルタント会社の営業相手先へのJAXA宇宙飛行士の講師派遣、及び、別の営業相手先の防災訓練でのJAXAの通信衛星技術の利用の2つの事案について、JAXA在任中の川端氏が関係者への便宜を図ることと引換えに、谷口氏らから飲食等の接待を1,479,848円、タクシーチケットの供与65,250円相当を受けたことが認定された。罪名は収賄罪、量刑は懲役1年6か月、執行猶予3年、追徴金1,545,098円であった。量刑の根拠となった飲食等の接待は、いずれも川端氏がJAXA在任中に受けたものであり、当時国家公務員の身分になかった。

収賄罪は刑法（明治四十年法律第四十五号）第197条第1項に規定されており、「公務員が、その職務に関し、賄賂（わいろ）を收受し、又はその要求若しくは約束をしたとき」が構成要件であり、5年以下の懲役刑となる。国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）第17条により、JAXAの役員及び職員は刑法上の公務員とみなされるため、JAXA在任中はいわゆるみなし公務員であり、収賄罪の構成要件である公務員に該当する。また、谷口氏らから受けた飲食等の接待は賄賂に当たる。公判において、川端氏は、谷口氏らから繰り返し飲食等の接待を受けた事実については認めたものの、それにより職務を曲げたり便宜を図ったりしたことはないため収賄罪には当たらない、と主張していたが、東京地方裁判所は川端氏の主張を退け、収賄罪が成立するとした。

このように、刑事裁判で争われたのは、JAXA在任中の川端氏に収賄罪が成立するか否かではあるが、争点であった賄賂性及びその認識を明らかにする過程で、国家公務員在職中の川端氏による法令違反が疑われる行為の幾つかが公になっている。判決で認められた国家公務員在職中の法令違反が疑われる事例は、以下の（1）及び（2）の2点である。また、判決文では取り上げられていないが、公判過程で公になった事例が、以下の（3）及び（4）の2点である。

（1）文化庁文化部長在任時の飲食等の接待

判決において、川端氏が文化部長在任時に谷口氏と出会った平成25年10月24日から平成26年4月3日までの期間に、少なくとも5回にわたって谷口氏らと高級飲食店や高級クラブで飲食等を共にしていた事実が認められた。

この5回の飲食等については、具体的な場所や金額は明らかになっていないものの、公判の争点の一つであった賄賂性の認識を裏付ける事実として、「私的な交友関係の範囲を逸脱した飲食等の提供であったこと」の理由として取り上げられたものであり、「高額の飲食等の提供」と表現された。

(2) 観劇のためのチケットの無料入手

判決において、川端氏が文化庁文化部長在任当時から、観劇のためのチケットを無料で招待券として入手したことや配席等の面で優遇されていたことが認められた。また、チケットの確保すら難しい選りすぐりの公演に係る招待席を谷口氏のために確保したことを川端氏は供述していた。

この事実は、公判の争点の一つであった観劇後の飲食の賄賂性（観劇後の飲食は観劇の際の席の確保に対する謝礼であり、賄賂には当たらない、と川端氏は主張していた）を検討する中で触れられており、そのチケットの入手方法や具体的な時期や回数は、公判では明らかになっていない。

(3) 国際統括官在任時の飲食等の接待

国際統括官在任中の飲食等の接待について、前述1.(1)～(4)の4件の供応接待以外に下記の2件の接待が公判で言及されたが、①は接待の詳細が不明であり、②は1.(4)の供応接待と同一の可能性はある。

①平成29年9月25日の会食

第3回公判（平成31年3月26日）において、検察側が所持している音声データにおける川端氏の酒席での発言が取り上げられており、検察側の説明によると平成29年9月25日の会食中の発言であるという。この会食が行われた場所、接待の金額、参加者等の詳細は公判で明らかになっておらず不明である。

②平成29年10月19日の会食

同じく、第3回公判において、谷口氏らとの酒席で同僚がお金を支払ったことがあるかとの検察側の問いかけに対し、川端氏は、恐らく平成29年10月19日の会食において「原価で構わない」と言われたので同僚が5千円支払ったことがある旨回答し、更に検察側から、同僚が飲食費を払っているにも関わらず、なぜあなた自身は払わなかったのかとの問いかけに対し、川端氏は、そんなにシビアに考えて行動していない旨回答したやりとりがあった。ただし、同僚が5千円支払ったとの発言から、前述1.(4)の平成29年10月10日の会合と同一の可能性はある。

(4) 国際統括官在任時のタクシーチケットの供与

判決において、JAXA 在任中にタクシーチケット65,250円相当を受けたことが認定されたが、検察側の冒頭陳述において、JAXA 理事退任後、文部科学省国際統括官在任中に2回谷口氏からタクシーチケットの供与を受けたことが公になっている。平成29年夏頃に、川端氏は谷口氏に対し、タクシーチケットの交付（1回目）を要求し、平成30年4月頃に、川端氏は谷口氏に対し、更なるタクシーチケットの交付（2回目）を要求したとされる。共に使用金額は不明であるが、1回目のタクシーチケットは全て使い切ったことが推定される。

3. 判決後の追加調査

刑事裁判の判決において、川端氏が文化庁文化部長に在任当時から、観劇のためのチケットを無料で招待券として入手したことや配席等の面で優遇されていたことが認められた。こうした認定を受け、本「調査・検証チーム」として、川端氏が供述していたチケット提供元（以下「文化芸術関係団体」という。）の協力を得て、チケットの入手経緯について追加的に調査した。

(1) 文化部長在任時の観劇のためのチケットの無料入手

川端氏が文化部長に在任していた当時の文化庁の内部規則では、部長級以上の職員による視察等を「職務の一環として行う行為」として、利害関係のある事業者等から招待券の提供を受けることができるとし、招待券の受領は、「原則として、1公演等につき一人1枚」としていた。

文化芸術関係団体によると、川端氏は文化部長在任期間中に、文化芸術関係団体から25回チケットの無償提供を受け、バレエ・オペラ等を観劇した。以下のとおり、同じ演目を複数回観劇したケースが4回、そのうち同伴者を有していたケースが2回あった。

- ・平成25年9月9日と15日に同じ演目のオペラを、正規購入すれば62,000円の席で観劇した。
- ・同月21日と22日に同じ演目のバレエを、正規購入すれば18,000円の席で観劇した。22日は同伴者2名を伴っていた。
- ・平成26年2月6日と7日に同じ演目のバレエを、正規購入すれば11,000円の席で観劇した。
- ・同年3月20日と22日に同じ演目のバレエを、正規購入すれば25,000円の席で観劇した。22日は同伴者1名を伴っていた。

いずれも、観劇チケットは同伴者分も含めて文化芸術関係団体が無償提供した。また平成25年9月22日と平成26年3月22日の2回の同伴者について、文化部長のアテンドを必要とするような要人であったか、家族・友人等の私的な関係者であったかは確認できなかった。

(2) 国際統括官在任時の観劇のためのチケットの無料入手

国際統括官着任後の平成29年4月1日から同年7月24日の期間は、国家公務員の身分を有し、かつ文化部長異動後3年以内であるため、国家公務員倫理法及び倫理規程上、文化部長時代の利害関係が引き続きあるものとみなされる。文化芸術関係団体によると、川端氏はこの期間中の平成29年7月2日にチケット1枚の無償提供を受け、正規購入すれば12,000円の席でバレエを観劇した。

(3) 座席の優遇について

川端氏が配席等の面で優遇されていたことについて、文化芸術関係団体によると、川端氏が観劇した席は招待者向けに用意する招待席であって、川端氏から具体的な配席の指示を受けたことはなかった。

4. 川端氏本人に対する聞き取り調査

川端氏はこれまで、刑事裁判が継続中であることを理由に本「調査・検証チーム」の調査に対応できないとしていたが、今般、刑事裁判が終結したことから、文部科学省は川端氏に協力を求めた。しかし、本人の精神状態や職員の身分を失ったこと等を理由に対応できない旨の回答があったため、本人に対する聞き取り調査は実現しなかった。

5. 「調査・検証チーム」としての事実認定

1. ～4. を踏まえ、本「調査・検証チーム」として以下を事実認定した。

(1) 谷口氏らから受けた供応接待に関する事

川端氏は、以下のとおり谷口氏らから少なくとも9回の5千円を超える飲食等の提供を受けており、これらは贈与等報告書が一切提出されていなかった。

①文化庁文化部長在任時

平成25年10月24日から平成26年4月3日までの期間に、少なくとも5回にわたって高級飲食店や高級クラブで谷口氏又はその他の参加者から接待を受けた。

②国際統括官在任時

国際統括官在任中の平成29年4月7日、同年6月29日、同年9月15日、同月25日、同年10月10日の少なくとも5回、1.(1)～(4)及び2.(3)①に記載のとおり谷口氏らとの会合が行われ、谷口氏又はその他の参加者から接待を受けた。

1.(1)～(3)の3回は、川端氏が職員A、B、Dをそれぞれ誘い、誘いを受けた職員は会合に同席した。同席した職員が費用負担を川端氏に申し出た際、川端氏は、(1)では職員Aに会費不要と返答し、(3)では職員Dに請求せず、(4)では職員Dに実際にかかった経費より少ない5千円と伝え、徴収した。こうした一連の行為が、職員A、B、Dの国家公務員倫理規程違反行為につながった。

(2) 谷口氏からのタクシーチケットの供与に関する事

刑事裁判の判決において川端氏がJAXA理事当時に谷口氏からタクシーチケット1冊の供与を受けたと認定されたが、公判においては、国家公務員在職中もタクシーチケット2冊の供与を受けたことが取り上げられていた。しかし、国家公務員在職中のタクシーチケットの供与については、判決では触れられておらず、裁判所が証拠として採用し認めるには至っていないこと、文部科学省として川端氏本人からの聴取による事実関係の確認がで

きなかったことから、使用回数や金額等の詳細が不明であり、本「調査・検証チーム」として、事実は確認できなかった。

(3) 観劇のためのチケットの入手及び費用負担に関すること

川端氏は、以下のとおり、職務の一環とはいえないと考えられる私的な観劇で、複数回文化芸術関係団体から5千円を超える観劇チケットの提供を受けており、これらについては贈与等報告書が一切提出されていなかった。なお、下記の観劇チケットの受領に加えて、「配席等の面で優遇されていた」事実は確認できなかった。

①文化庁文化部長在任時

当時の内部規則としては1公演等につき1枚は職務の一環として認められてはいたものの、1年4か月の間に1団体から25回もの無償提供を受けていた。各回の詳細な実態は明らかになっていないが、少なくとも、同じ演目を複数回観劇したケースのうち、単独で同じ演目を観劇したケースの2度目は私的な観劇と考えられる。また、同伴者を伴って2度目の観劇をしたケースにおいて、仮に同伴者が要人でありアテンドが必要であったとしても、職務としての観劇は、そのアテンドの際に観劇することで足り、事前に同一演目を単独で観劇する必要性は認め難いことから、職務の一環として複数回の観劇をする必要性があったとは考えにくく、どちらか1回は私的な観劇と認定せざるを得ない。

平成25年9月15日、同月21日又は22日、平成26年2月7日、同年3月20日又は22日の少なくとも4回、3.(1)に記載のとおり、公演の観劇のため、当時の文化庁の内部規則で定めていた職務の一環として認められる「原則として、1公演等につき一人1枚」を超えてチケットを受領した。

本人は、全ての観劇について、チケット代を支払わなかった。

②国際統括官在任時

文化部長から異動後3年以内である平成29年7月2日、3.(2)に記載のとおり、公演の観劇のため1枚チケットを受領した。

本人は、チケット代を支払わなかった。

6. 評価

5. の事実認定に基づき、本「調査・検証チーム」としての評価は以下の通りである。

(1) 利害関係性の有無

① 供応接待の参加者

谷口氏及び1.(1)～(4)の供応接待の場にいた職員以外の参加者に対する、川端氏の職務上の権限や補助金の支出等について精査したところ、本人に対して国家公務員倫理法及び倫理規程上の利害関係者に当たる事実は確認できていない。

②観劇チケットの提供者

3. で観劇チケットを提供した文化芸術関係団体は、平成 25 年度～29 年度に文化庁の補助事業に採択されていたため、文化部長であった川端氏に対して文化芸術関係団体は、文化部長在任中及び異動後 3 年間、国家公務員倫理法及び倫理規程上の利害関係者に当たると考えられる。

(2) 国家公務員倫理法及び倫理規程との関係

①供給接待

i) 文化庁文化部長在任時

平成 25 年 10 月 24 日から平成 26 年 4 月 3 日までの期間に、川端氏は少なくとも 5 回にわたって、谷口氏らと高級飲食店や高級クラブで飲食等を共にし、具体的な参加者や金額は判明しないものの、高額な飲食等の提供を受けたことが明らかになっている。これは社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けたと認められることから、本人は、倫理規程第 5 条第 1 項に違反する疑いがある。

ii) 国際統括官在任時

平成 29 年 4 月 7 日、同年 6 月 29 日、同年 9 月 15 日、同年 10 月 10 日にそれぞれ行われた会合について、これらの会合における飲食は、文部科学省側の参加者に対する谷口氏側による供給接待であると考えられ、川端氏は、会合の経費を一切負担しないか 5 千円程度の負担のみで、それぞれ一人当たり 10 万円、2 万円、10 万円、2 万円程度の高額な供給接待を受けたと考えられる。これは社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けたと認められることから、本人は、倫理規程第 5 条第 1 項に違反する疑いがある。

②観劇チケットの贈与

i) 文化庁文化部長在任時

文化部長在任中の平成 25 年 9 月 15 日、同月 21 日又は 22 日、平成 26 年 2 月 7 日、同年 3 月 20 日又は 22 日の少なくとも 4 回合計 116,000 円、当時の文化庁の内部規則に基づく職務には当たらない観劇に際して文化芸術関係団体からチケットの提供を受けたと考えられ、利害関係者から物品の贈与を受けたと認められることから、本人は、倫理規程第 3 条第 1 項第 1 号に違反する疑いがある。

ii) 国際統括官在任時

国際統括官在任中の平成 29 年 7 月 2 日に、文化部長異動後 3 年以内のため引き続き利害関係者と認められる文化芸術関係団体から、チケット 1 枚 12,000 円分の無償提供を受けた。この観劇は国際統括官の職務とは言い難く、私的な観劇のために利害関係者から物品の贈与を受けたと認められることから、本人は、倫理規程第 3 条第 1 項第 1 号の違反が強く疑われる。

(3) 国家公務員法との関係

令和元年12月4日、東京地方裁判所において収賄罪の第一審判決が言い渡され、同月19日に判決が確定した。禁固以上の刑に処せられたことから、国家公務員法第38条第1項第1号の欠格に該当し、同法第76条に基づき同日失職した。

Ⅲ 再発防止に向けての所感

川端氏は、利害関係のない相手からとはいえ高額な供応接待を繰り返し受け、「調査・検証チーム」として事実認定ができた範囲だけでも、同席していた他の文部科学省職員に比べて回数が極めて多く、その上、利害関係のある別の団体から物品の贈与を繰り返し受けていた。これらの行為は、中央省庁の局長級幹部職員としての自覚が著しく欠けていたと評価せざるを得ない。また、複数の他の職員を巻き込んだことは、組織に対する信用を大きく失墜させることとなった。川端氏は既に失職しているが、文部科学省は、組織として歯止めをかけられなかった事実を改めて受け止め、事件を終わりとすることなく、再発防止に向けた取組を続けていく必要がある。

本「調査・検証チーム」としては「中間まとめ」において、今後は、文部科学省は組織として、現状の問題分析に取り組み、新たに適正なルールを設定すること、また、文部科学省幹部職員及び全職員の倫理意識を抜本的に向上させる必要があること、さらに、具体的取組により国家公務員倫理法及び倫理規程の遵守を実効性をもって厳しく担保する必要があると指摘したところである。

他方、文部科学省においては、平成30年10月30日に、文部科学省の創生の在り方と今後実行すべき具体的方策を検討するために、文部科学大臣を本部長として有識者や省内の幹部職員で構成される「文部科学省創生実行本部」を設置した。同本部においては、省内公募に応募した173名で構成された「文部科学省未来検討タスクフォース」が同年12月にまとめた改革の方向性等も踏まえ、平成31年3月29日に「文部科学省創生実行計画」（以下、「実行計画」という。）を取りまとめた。

実行計画には、①組織風土改革やガバナンスの強化、②人事政策・人材育成の在り方の見直し、③政策立案機能の強化、④広報機能の強化、⑤業務改善の徹底について、46の具体的な取組が盛り込まれており、文部科学省はこれらの取組を実行するため、同年4月に「文部科学省改革実行本部」を設置するとともに、事務次官の下に総括審議官を室長とする「省改革推進・コンプライアンス室」を設置し、定期的に進捗状況を確認しながら、コンプライアンスの強化や組織風土の改善などに着実に取り組んできている。

実行計画では、政策立案機能の強化のため、産学官民の幅広い現場との政策対話や、現場や専門家への訪問・意見交換を具体的取組に掲げている。この場合、交流相手となる現場や専門家の中には、利害関係者に該当する者も少なからず存在する可能性が生じる。一方、川端氏の事案のように、文化庁幹部職員が関係機関から無償招待を受けて観劇した事例では、支援している団体の活動が適切に行われているか確認するといった、職員としての本来の職務であるか、職務外の私的活動であるかを明確にしにくい行為がみられた。現在の文化庁の内部規則では、管理簿への記載や報告書作成などを定め、職務で招待券等を利用できる範囲が職員にとってわかりやすいものになっている。このように、文部科学省においては、国家公務員倫理法及び倫理規程を全職員が正確に理解することを基本としつつ、今回の事案があったからといって職員が萎縮することなく外部との積極的な交流ができるよう、組織として

支えることが必要である。関連する内部規則等を整備・周知し、個人の判断のよりどころとなるよう、法的整理を明確化することが求められる。

文部科学省において、実行計画を踏まえ、国家公務員倫理に関する事例を題材にしたグループワーク形式の幹部職員向け研修を新たに実施するなど、不祥事防止のための統制環境の整備や各種研修の充実が図られていることや、意識調査の結果から職員の意識に少しずつ変化の兆しが見られることは、評価に値する。しかし、改革が道半ばであることは、改めて認識しなければならない。引き続き、一連の不祥事を過去のものとして、組織内部での意思疎通を図り、職員の意欲と能力が十分に発揮できる組織風土の変革に向けて、不断の取組を進めていく必要がある。そのためにも、毎年新しい職員が入省する中で、全ての職員が、その職責の重さを踏まえ、改革の志を持ち続けていくことを常に意識して職務に邁（まい）進する必要があると考える。文部科学省の担う重要な行政課題に、職員が、国民全体の奉仕者としての自覚を強く持った上で果敢に取り組み、公正な職務の遂行が果たせるよう、組織内部の問題把握と改善に向けて動き出した各種の取組を、引き続き止まることなく遂行していくことを強く望む。

参考資料

1. 文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チームの設置について
2. 文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チーム構成員
3. 文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チームにおける作業チーム構成員

文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チームの設置について

平成 30 年 8 月 15 日
文 部 科 学 大 臣 決 定
平成 30 年 10 月 4 日一部改正
平成 31 年 4 月 1 日一部改正
令和元年 9 月 30 日一部改正
令和 2 年 3 月 31 日一部改正
令和 2 年 9 月 30 日一部改正

1. 目的

文部科学省幹部職員の収賄容疑による事案等の発生を踏まえ、文部科学省が実施する公募型事業の選定プロセスや文部科学省職員の服務規律の遵守状況等について調査・検証するため、「文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チーム」（以下「調査・検証チーム」という。）を設置する。

2. 検討事項

- (1) 文部科学省が実施している公募型事業の選定プロセスに係る調査
- (2) 文部科学省職員の服務規律の遵守状況に係る調査
- (3) その他

3. 実施方法

- (1) 調査・検証チームの構成員は別紙のとおりとし、必要に応じて追加することができる。
- (2) ヒアリング等の具体的調査については、必要に応じて、構成員以外の者の協力も得て実施することができる。

4. 設置期間

平成 30 年 8 月 15 日から令和 3 年 3 月 31 日までとし、必要に応じて延長する。

5. その他

調査・検証チームの庶務は、関係局課の協力を得て「大臣官房省改革推進・コンプライアンス室」において処理する。

文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チーム

構成員

令和2年9月18日時点

(座長) 高橋 ひなこ 文部科学副大臣

(メンバー)

菊地 敦子 一般財団法人公務人材開発協会代表理事
(元 人事院人材局長)

福島 敦子 ジャーナリスト、キャスター

村越 進 弁護士
(元 日本弁護士連合会会長)

森 公高 日本公認会計士協会元会長

(五十音順・敬称略)

※これまでの座長

水落敏栄文部科学副大臣 (当時) : 平成30年8月15日～同年10月3日

永岡桂子文部科学副大臣 (当時) : 平成30年10月4日～令和元年9月12日

亀岡偉民文部科学副大臣 (当時) : 令和元年9月13日～令和2年9月16日

文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チームにおける
作業チーム 構成員

平成30年8月30日時点

池田 大介 弁護士

市原 麻衣 弁護士

永 滋康 弁護士

枝廣 恭子 弁護士

木内 雅也 弁護士

厚井 久弥 弁護士

小松 明広 弁護士

佐内 俊之 弁護士

柴崎 拓己 弁護士

高橋 和弘 弁護士

高橋 未紗 弁護士

常盤 政幸 弁護士

堀岡 咲子 弁護士

八尾 光善 弁護士

柳澤 崇仁 弁護士